

## 2 民間給与関係資料

### 平成 29 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、平成 29 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された 10,787 事業所

(ア) 農業，林業

(イ) 漁業

(ウ) 鉱業，採石業，砂利採取業

(エ) 建設業

(オ) 製造業

(カ) 電気・ガス・熱供給・水道業

(キ) 情報通信業

(ク) 運輸業，郵便業

(ケ) 卸売業，小売業

(コ) 金融業，保険業

(サ) 不動産業，物品賃貸業

(シ) 学術研究，専門・技術サービス業

(ス) 宿泊業，飲食サービス業

(セ) 生活関連サービス業，娯楽業

(ソ) 教育，学習支援業

(タ) 医療，福祉

(チ) 複合サービス事業

(ツ) サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

##### イ 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,230 事業所を無作為に抽出選定した。

##### イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

##### ウ 調査実人員

61,543 人（うち初任給関係職種 5,569 人）

第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱業，採石業，砂利採取業、 建設業	63	11	11	13	20	8
製 造 業	196	54	36	38	53	15
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	195	24	29	21	83	38
卸 売 業 ， 小 売 業	140	21	10	25	70	14
金 融 業 ， 保 険 業 、 不動産業，物品賃貸業	86	37	8	10	25	6
教育，学習支援業、 医療，福祉，サービス業	224	39	24	33	95	33
計	904	186	118	140	346	114

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が326事業所あった。

2 産業は、日本標準産業分類の大分類項目である。ただし、「サービス業」については、同大分類項目の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 11 表 民間における定期昇給制度の状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 制 度 の 内 容			定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	90.1 %	35.5 %	73.5 %	49.1 %	9.9 %
課 長 級	83.2 %	27.1 %	69.1 %	46.8 %	16.8 %

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 12 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		実 施	増 額	減 額	変化なし		
係 員	88.2 %	87.2 %	25.9 %	5.1 %	56.2 %	1.0 %	11.8 %
課 長 級	80.0 %	79.2 %	22.2 %	4.5 %	52.5 %	0.8 %	20.0 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

**第 13 表 民間における家族手当の支給状況**

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	15,054 円
配 偶 者 と 子 1 人	21,243 円
配 偶 者 と 子 2 人	27,076 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については10,000円(行政職給料表(一)4級等の職員は8,000円)、子については、1人につき7,500円である。

なお、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき4,000円が加算される。

**第 14 表 民間における住宅手当の支給状況**

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	56.0 %
非 支 給	44.0 %

**第 15 表 民間における冬季賞与の配分状況**

区 分 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係 員	53.6 %	46.4 %
課 長 級	46.5 %	53.5 %
部長級(非役員)	46.5 %	53.5 %

第 16 表 民間における特別給（賞与）の支給状況

項 目		企 業 規 模		
		規 模 計	1,000 人以上	1,000 人未満
平均所定内給与月額	下半期	386,600 円	409,808 円	366,254 円
	上半期	387,761 円	411,428 円	366,780 円
特別給の支給額	下半期	847,467 円	975,927 円	730,421 円
	上半期	898,434 円	1,033,006 円	775,811 円
特別給の支給割合	下半期	2.19 月分	2.38 月分	1.99 月分
	上半期	2.32 月分	2.51 月分	2.12 月分
	年間計	4.51 月分	4.89 月分	4.11 月分

(注) 下半期とは平成 28 年 8 月から平成 29 年 1 月まで、上半期とは平成 29 年 2 月から 7 月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は 4.40 月である。

第 17 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

職 種	区 分	学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計	1,000人以上	100人以上 1,000人未満	100人未満
			円	円	円	円
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	205,440	207,244	204,120	208,232
		短 大 卒	180,541	182,619	179,524	-
		高 校 卒	171,850	178,551	170,514	* 163,670
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	211,074	213,262	210,711	209,442
		短 大 卒	190,346	* 185,988	194,527	* 175,150
		高 校 卒	176,410	* 170,456	175,181	* 187,334
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	{	大 学 卒	206,881	208,525	205,750	208,717
		短 大 卒	184,688	183,467	186,021	* 175,150
		高 校 卒	174,197	173,689	172,386	* 181,121
新 卒 研 究 員		大 学 卒	* 208,530	x	* 210,850	-
新 卒 研 究 補 助 員	{	短 大 卒	-	-	-	-
		高 校 卒	-	-	-	-
準 新 卒 医 師		大 学 卒	-	-	-	-
準 新 卒 薬 剤 師		大 学 卒	* 221,447	x	x	-
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師		養 成 所 卒	-	-	-	-
新 卒 栄 養 士		短 大 卒	-	-	-	-
準 新 卒 看 護 師		養 成 所 卒	* 212,318	* 217,433	* 203,548	-
準 新 卒 准 看 護 師		養 成 所 卒	x	x	-	-
新 卒 大 学 助 教		大 学 卒	x	-	x	-
新 卒 高 等 学 校 教 諭		大 学 卒	x	-	x	-
新 卒 船 員		海 上 技 術 学 校 卒	x	-	x	-

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成28年度中に資格免許を取得し、平成29年4月までの間に採用された場合をいう。  
 なお、医師については、平成26年3月大学卒業後、平成26年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成29年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「x」は調査事業所が1事業所、「\*」は調査事業所が10事業所以下であることを示す。

## 第 18 表 企業規模別、職種別平均給与額等

### その1 全 職 種

#### 事務・技術関係職種〔規模計〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	51.7	795,882	795,283	599	構成員50人以上の支店(社)の長
事 務 部 長	52.2	715,992	713,893	2,099	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長	50.7	693,450	691,975	1,475	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
事 務 課 長	48.1	609,709	603,564	6,145	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理	46.1	558,300	535,955	22,345	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)
事 務 係 長	43.6	472,200	429,402	42,798	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	39.7	401,751	351,622	50,129	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職(係長-係員間)
事 務 係 員	34.1	334,916	290,281	44,635	
工 場 長	52.7	833,968	809,801	24,167	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長	52.3	713,401	710,904	2,497	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長	51.4	677,586	674,712	2,874	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技 術 課 長	47.3	601,147	591,321	9,826	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理	43.9	538,965	492,437	46,528	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)
技 術 係 長	44.3	491,814	426,842	64,972	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任	38.7	443,550	342,940	100,610	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職(係長-係員間)
技 術 係 員	33.9	362,467	296,944	65,523	

(注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない(第18表において同じ。)

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(第18表において同じ。)

3 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(第18表において同じ。)

4 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(第18表において同じ。)

### 研究関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
研 究 所 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の所の長
54.3			772,815	770,895	1,920	
研 究 部 ( 課 ) 長		歳	円	円	円	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
50.1			676,418	675,685	733	
研 究 室 ( 係 ) 長		歳	円	円	円	構成員3人以上の室(係)の長
46.8			526,972	509,041	17,931	
主 任 研 究 員		歳	円	円	円	下記研究員より上位の者
41.7			496,727	441,122	55,605	
研 究 員		歳	円	円	円	
33.1			376,264	315,877	60,387	
研 究 補 助 員		歳	円	円	円	
27.7			317,172	261,955	55,217	

### 医療関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
病 院 長		歳	円	円	円	部下に医師又は歯科医師5人以上
68.1			1,460,236	1,460,236	0	
副 院 長		歳	円	円	円	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
61.3			1,440,132	1,399,573	40,559	
医 科 長		歳	円	円	円	部下に医師又は歯科医師1人以上
53.4			1,182,654	1,148,345	34,309	
医 師		歳	円	円	円	
44.2			960,554	892,148	68,406	
歯 科 医 師		歳	円	円	円	
39.0			738,000	738,000	0	
薬 局 長		歳	円	円	円	部下に薬剤師2人以上
55.4			524,286	512,312	11,974	
薬 剤 師		歳	円	円	円	
38.5			362,950	331,450	31,500	
診 療 放 射 線 技 師		歳	円	円	円	
42.8			427,160	396,634	30,526	
臨 床 検 査 技 師		歳	円	円	円	
46.3			423,803	384,965	38,838	
栄 養 士		歳	円	円	円	
38.3			307,841	290,047	17,794	
理 学 療 法 士		歳	円	円	円	
31.7			289,923	271,385	18,538	
作 業 療 法 士		歳	円	円	円	
32.5			290,967	273,481	17,486	
総 看 護 師 長		歳	円	円	円	部下に看護師長5人以上
56.0			584,299	566,813	17,486	
看 護 師 長		歳	円	円	円	部下に看護師又は准看護師5人以上
50.0			473,860	440,849	33,011	
看 護 師		歳	円	円	円	
42.6			422,514	362,397	60,117	
准 看 護 師		歳	円	円	円	
46.0			336,358	293,949	42,409	

### 教育関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
大 学 学 長		64.8	1,121,790	1,121,790	0	
大 学 副 学 長		61.9	859,163	849,023	10,140	
大 学 学 部 長		58.3	944,688	889,000	55,688	
大 学 教 授		57.7	838,162	793,081	45,081	
大 学 准 教 授		45.0	613,876	600,103	13,773	
大 学 講 師		43.4	551,234	544,371	6,863	
大 学 助 教		37.7	464,923	464,923	0	
高 等 学 校 校 長		57.1	825,410	825,410	0	
高 等 学 校 教 頭		56.2	742,624	742,624	0	
高 等 学 校 主 幹 教 諭		48.5	642,750	642,750	0	
高 等 学 校 指 導 教 諭		-	-	-	-	
高 等 学 校 教 諭		44.9	505,146	502,528	2,618	

### 海事関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
船 長 ・ 機 関 長		49.6	979,429	974,028	5,401	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士		38.4	830,327	751,017	79,310	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士		30.3	600,842	520,902	79,940	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士		25.7	498,462	429,254	69,208	
運 航 士		-	-	-	-	
甲 板 長 ・ 操 機 長		48.4	493,725	379,807	113,918	
甲 板 手 ・ 操 機 手		30.3	398,481	303,390	95,091	
甲 板 員 ・ 機 関 員		27.7	345,137	234,720	110,417	

### 技能・労務関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
電 話 交 換 手		55.7	418,336	387,007	31,329	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
自家用乗用自動車運転手		52.4	449,444	339,593	109,851	
守 衛		33.1	297,825	190,776	107,049	
用 務 員		48.4	262,946	241,289	21,657	

その2 公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		52.2	872,860	872,733	127	構成員50人以上の支店(社)の長(5級)
事 務 部 長		52.7	763,755	761,246	2,509	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(5級)
事 務 部 次 長		51.0	743,236	742,531	705	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)(5級)
事 務 課 長		48.5	643,584	637,810	5,774	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(4級)
事 務 課 長 代 理		46.7	580,586	565,676	14,910	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)
事 務 係 長		44.4	512,876	472,252	40,624	係の長及び係長級専門職(3級)
事 務 主 任		39.7	442,607	383,490	59,117	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職(係長-係員間)(2級、一部は3級)
事 務 係 員		34.1	351,901	302,527	49,374	(1級)
工 場 長		55.2	885,923	885,879	44	構成員50人以上の工場の長(5級)
技 術 部 長		53.5	758,131	756,139	1,992	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(5級)
技 術 部 次 長		51.7	699,183	696,437	2,746	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)(5級)
技 術 課 長		47.6	628,616	621,589	7,027	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(4級)
技 術 課 長 代 理		43.8	551,747	506,176	45,571	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)
技 術 係 長		45.3	527,445	461,283	66,162	係の長及び係長級専門職(3級)
技 術 主 任		39.5	504,384	374,886	129,498	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職(係長-係員間)(2級、一部は3級)
技 術 係 員		34.8	392,641	315,326	77,315	(1級)

(注) 「備考」欄の( )内は、行政職給料表(一)の対応級である(第18表その2において同じ。)

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
支 店 長		50.4	572,341	570,374	1,967	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長		51.5	645,773	644,544	1,229	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事 務 部 次 長		50.0	553,377	550,267	3,110	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長 - 課長間）（4級）
事 務 課 長		47.2	528,248	522,103	6,145	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事 務 課 長 代 理		43.9	478,340	427,614	50,726	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長 - 係長間）（3級）
事 務 係 長		42.1	404,039	357,115	46,924	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		39.7	344,538	307,637	36,901	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長 - 係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員		34.2	313,798	274,637	39,161	（1級）
工 場 長		47.5	725,719	651,293	74,426	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長		50.4	636,969	634,028	2,941	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技 術 部 次 長		49.5	577,775	574,713	3,062	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長 - 課長間）（4級）
技 術 課 長		46.5	521,845	504,147	17,698	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技 術 課 長 代 理		44.0	509,863	455,723	54,140	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長 - 係長間）（3級）
技 術 係 長		42.9	447,118	382,944	64,174	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		37.8	387,685	313,853	73,832	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長 - 係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員		32.6	323,820	271,388	52,432	（1級）

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長		48.7	591,125	587,572	3,553	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事 務 部 次 長		49.2	511,543	500,422	11,121	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長 - 課長間）（4級）
事 務 課 長		45.6	513,467	489,690	23,777	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事 務 課 長 代 理		47.5	431,744	422,318	9,426	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長 - 係長間）（3級）
事 務 係 長		42.1	397,921	357,376	40,545	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		39.6	354,715	308,572	46,143	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長 - 係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員		34.1	298,309	267,365	30,944	（1級）
工 場 長		-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長		48.6	617,817	611,204	6,613	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技 術 部 次 長		50.5	601,098	595,329	5,769	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長 - 課長間）（4級）
技 術 課 長		46.9	535,995	516,579	19,416	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技 術 課 長 代 理		44.8	436,947	429,253	7,694	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長 - 係長間）（3級）
技 術 係 長		43.1	435,535	376,301	59,234	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		37.7	374,167	304,689	69,478	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長 - 係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員		33.4	324,613	289,549	35,064	（1級）